

令和 7 年 9 月 1 8 日

住宅局住宅総合整備課

安心居住推進課

多主体の連携により住宅確保要配慮者の居住の安定を図る モデル的な取組を支援します！

～令和 7 年度「みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業」の募集を開始～

住宅確保要配慮者(※)の居住の安定を図るモデル的な取組を行う居住支援法人等の支援を行う、「みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業」《多主体連携型》」の募集を行います。

※住宅確保要配慮者:低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する者

1) 事業概要（詳細は別紙参照）

誰もが安心して暮らせる住まいの確保に向けて、居住支援法人、家賃債務保証業者、保険業者、賃貸人等が連携して実施する、見守りなどを行う住宅等を供給する賃貸人等の不安感の軽減に資する先導的な取組を支援します。

2) 応募期間

令和 7 年 9 月 19 日（金）13 時 ～ 令和 7 年 10 月 10 日（金）17 時

3) 応募方法

- ・ 上記応募締切りまでに、以下の評価事務局へ応募書類をメールにて提出してください。
- ・ 応募要件等の詳細については、応募要領をご覧ください。
- ・ 応募要領・様式等は、以下の URL から入手してください。

【評価事務局】みんなスマイル事業窓口

URL : <https://100nen-sw.mlit.go.jp/minna/> ※令和 7 年 9 月 19 日（金）13 時公開

Email : minna■100nen-sw.mlit.go.jp（■を@に変えて送付してください。）

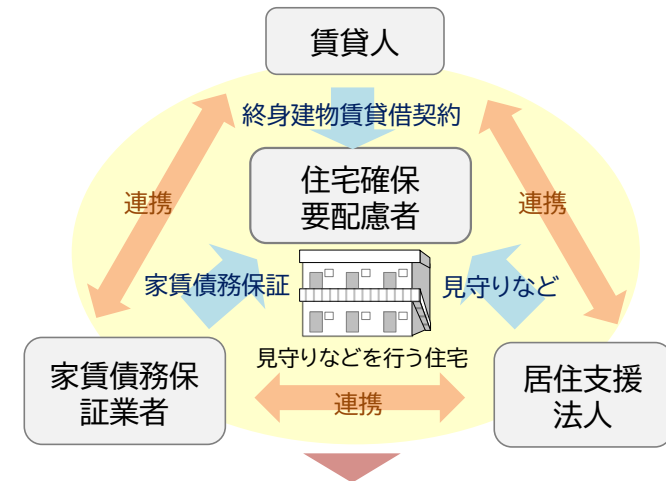
<問合せ先>

住宅局 住宅総合整備課 TEL : 03-5253-8111

誰もが安心して暮らせる住まいの確保に向けて、居住支援法人、家賃債務保証業者、保険業者、賃貸人等が連携して実施する、見守りなどを行う住宅等を供給する賃貸人等の不安感の軽減に資する先導的な取組を支援します

事業主体	【多主体連携型】 居住支援法人、家賃債務保証業者、保険業者、賃貸人等
補助対象	事業を実施するための検討、試行、普及・広報に要する費用
補助率	定額
補助限度額	1事業あたり300万円／年
補助要件	【共通】 ・学識経験者等の意見を踏まえた上で、先導的な事業として選定した事業であること ・補助事業の成果に関する情報公開を行うものであり、国への情報提供に協力すること ・居住支援協議会への参加等地方公共団体との一定の連携が図られていること 【多主体連携型】 ・複数の事業者・団体が連携して事業を実施すること
支援期間	最大3年間
事業期間	令和6年度～令和8年度 (令和8年度までに着手する事業を対象とし、最大3年間支援する。)

【多主体連携型】のイメージ



3者が連携することにより互いの不安感を軽減し、安心してサービス等を提供することが可能